

# 法務省における対応状況

## 1. 特区として実施する事項

### 外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ(3年→5年)

外国人IT技術者について特別の在留資格を設け、特区内の事業所においてIT技術者として働く外国人に、一定の要件の下に当該在留資格を付与するとともに、その在留期間を5年とする特例措置を講ずる。

### 夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与

現在、専ら夜間に通学する場合は「留学」の在留資格での受入れを認めていないが、特区内の夜間大学院に入学して教育を受ける外国人について、一定の要件の下にその特例を認める。

### 「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大

特区内の中小企業が研修生を受け入れる場合について、一定の要件の下に受入れ人数の制限を緩和する特例措置を講ずる。

## 2. 全国で実施する主な事項

### 弁護士<sup>1</sup>の兼業禁止の緩和

弁護士の公務就任制限の撤廃、営利業務への従事の許可制から届出制への移行等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(仮称)」(司法制度改革推進本部が今国会に提出予定)により改正予定。

### ソムリエに関する「技能」の在留資格要件の緩和(経験要件10年→5年)

ソムリエについての「技能」の在留資格に関する上陸許可基準を、国際的な規模で開催される競技会において受賞した者等について、現行10年の経験年数要件を5年に短縮する。

### 日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留資格要件の緩和

日本の医師免許を取得した外国人医師の「医療」の在留資格に関する上陸許可基準を、医師の確保が困難な地域について、「診療所」における診療に限定されているものを「病院」にも拡大する。